

令和6年度 県有財産第2回一般競争入札 連名入札等に係る補足事項

Q1 入札の申込を行ったが、申込を取り下げることが可能か。

A 可能。ただし、申請時に提出した書類の返還は不可とする。

なお、取り下げに当たっては、原則として、口頭ではなくメール等の記録に残る手段により行うこと。

Q2 連名での申込について、入札申込時点ではA社及びB社の連名で申請したが、連名を取りやめ、A社B社それぞれで入札に参加することは可能か。

A 可能。

連名については、原則として下記のとおり取り扱うものとし、入札に参加する場合には、必ず入札申込が必要。

なお、いずれの場合においても、入札前に任意様式による文書やメール等の記録に残る手段により申し出ること。

① A社及びB社がそれぞれ単独で申し込んだが、入札に際しては、A社及びB社が連名で入札に参加することとした ⇒ 可能

② A社及びB社が連名で申し込んだが、入札に際しては、A社とB社がそれぞれで入札に参加することとした ⇒ 可能

③ A社及びB社が連名で申し込んだが、B社のみ入札を辞退することとした ⇒ A社のみ入札参加可能

④ A社が単独で入札の申込を行い、入札に際して、入札申込を行っていないC社と連名で入札に参加することにした ⇒ C社の入札参加は不可

※後述する納付書による入札保証金の納付を希望する場合について、納付書作成以降は①～③の変更も不可となるため、特に留意すること。

Q3 A社及びB社の連名で入札申込を行い、入札当日も連名で入札を行う。A社の社員Dが入札に行く場合、委任状はどのように記載すべきか。

A A社及びB社とも、A社の社員Dに入札権限を委任する旨の委任状を提出すること。なお、連名での申込の場合、B社の委任状も必須となる点に留意。

Q4 入札保証金について、物件No1は金額が大きく、小切手を持ち歩くことが難しい。小切手以外の支払いはできないか。

A 物件No1及び物件No2の入札保証金については、原則としては持参人払いの小切手とするが、金額等の都合により小切手が難しい場合、納付書による払い込みも可。

納付書による払い込みを希望する場合は、現地説明日までに申し出ること。

なお、納付書による払い込みの場合、入札保証金は即日返金できず、返金までに時間を要するため、あらかじめ理解したうえで申し出ること。

Q 5 A社及びB社の連名で申し込んだ場合、入札保証金を折半するものとし、A社及びB社それぞれの小切手を持参することは可能か。

A A社及びB社の小切手の額面の合計が入札保証金の必要額を満たしていれば可。

なお、納付書により入札保証金を納付する場合には、A社・B社それぞれに入札保証金の納付額を示した納付書を作成するため、納付書による納付を申し出る際、A社及びB社それぞれの入札保証金の納付額を入札保証金納付申出書へ明記すること。

Q 6 契約保証金を小切手で持ち込む場合、注意点等はあるか。

A 当県の財務規則規定により、小切手裏面に住所・氏名を記入のうえ、押印されたもの以外は受領できない。このため、小切手裏面が白紙の場合には、小切手を受領できず、入札保証金の納付がなかったものとして扱われる（入札に参加できない）ことになるため、留意が必要。

また、小切手は入札日の翌日まで現金化可能なものであること。

Q 6 A社及びB社の連名で入札に参加し、物件を落札した場合、契約保証金の納付や売買代金の納付はA社及びB社それぞれ折半して支払うことは可能か。

A 売買契約書に、売買代金支払いの債務をA社とB社の連帯債務とする旨の条項を盛り込むことを前提として、可。

※仮に、A社が売買代金支払い不能（債務不履行）となった場合でも、A社の支払うべき代金はB社が納付すること。

Q 7 A社及びB社の連名で入札参加、物件を落札した場合、所有権はどのようなになるのか。

A 県において所有権移転登記を行う際、物件の購入資金（土地売買代金、印紙代、借入金金利等。詳細については税理士や所轄税務署へ確認すること。）の割合に応じた持分割合により所有権を移転する。例えば、購入資金の7割をA社が、購入資金の3割をB社が負担していた場合には、Aの持分割合を7、Bの持分割合3として登記する。

このため、土地購入に当たっては、あらかじめ連名者同士で持分割合（購入資金の割合）を十分に相談すること。